

## 市第157号議案

### 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
次のように認可する。

平成20年3月25日提出

横浜市長 中 田 宏

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17  
年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

第10項を次のように改める。

10 一般診療（次項から第14項までに掲げる診療以外の診療をいう  
。以下同じ。）

次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）  
により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）  
第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一  
般診療を受けるときは、当該算定した額に1.05を乗じて得た額

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第14  
9条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保  
に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基  
づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算  
定方法

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規  
定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢  
者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の  
規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る

食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準

- (3) 健康保険法第86条第2項第1号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額の算定方法

第11項及び第12項中「算定告示等」を「算定方法等」に改める。

第14項中「（大正11年法律第70号）」を削る。

第15項中「診療報酬の算定方法」を「第10項第1号に掲げる算定方法」に改める。

#### 提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提案する。